

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第7回プリオン病小委員会 議事次第

日 時：平成21年6月22日（月）13：30～
場 所：農林水産省秘書課研修室（ドア番号772）

1 開会

2 挨拶

3 議事

（1）国際獣疫事務局（OIE）による我が国のBSEステータス認定等について

（2）その他

4 閉会

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
プリオン病小委員会 委員名簿

【臨時委員】

くまがい すすむ
熊谷 進

(国) 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

よしかわ やすひろ
吉川 泰弘

(国) 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

【専門委員】

あべ あきら
阿部 亮

元日本大学生物資源科学部教授

おのでら たかし
小野寺 節

(国) 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

かねこ きよとし
金子 清俊

東京医科大学医学部神経生理学講座主任教授

さとう えいめい
佐藤 英明

(国) 東北大学大学院農学研究科教授

のがみ よしくに
野上 良邦

北海道農政部食の安全推進局畜産振興課参事

ほりうち もとひろ
堀内 基広

(国) 北海道大学大学院獣医学研究科教授

みずさわ ひでひろ
水澤 英洋

(国) 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授

よこやま たかし
横山 隆

(独) 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所プリオン病研究センター病原・感染研究チーム長

(五十音順、敬称略)

国際獣疫事務局（OIE）による我が国のBSEステータス認定等について

OIE 総会において、我が国の BSE ステータスが、「管理されたリスク」に決定されましたのでお知らせします。

1. BSE ステータスについて

科学委員会から示された評価案の通り、26日に以下のように決定されました。

BSE ステータス	BSE ステータスの申請を行った加盟国
管理されたリスクの国(2 か国)	日本、コロンビア
無視できるリスクの国(1 か国)	チリ

2. その他

農林水産省消費・安全局動物衛生課の川島国際衛生対策室長が、アジア・極東・オセアニア地域委員会議長に選出されました。

注1：OIE 総会は、5月24日（日曜日）～29日（金曜日）にパリで開催

注2：上記1～2については、総会最終日の29日に正式に採択される予定

お問い合わせ先

農林水産省消費・安全局動物衛生課

代表：03-3502-8111(内線 4581)

直通：03-3502-5994

担当：川本

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

代表：03-5253-1111(内線 2476)

直通：03-3595-2337

担当：田中

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

BSEステータスごとの主要要件

ステータス	リスク評価	サーベイランス	リスク低減措置	認定を受けた国名 (上：2007年認定 中：2008年認定 下：2009年認定)
無視できるリスク (11か国)	実施	B型サーベイランス※を実施中 ※ 5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス(我が国の飼養規模の場合、15万ポイントが必要)	①過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生がないこと ②有効な飼料規制※が8年以上実施されていること ※反芻動物由来の肉骨粉等が反芻動物に給与されない	オーストラリア、ニュージーランド、アルゼンチン、ウルグアイ、シンガポール フィンランド、スウェーデン、アイスランド、ノルウェー、パラグアイ チリ
管理されたリスク (32か国)	実施	A型サーベイランス※を実施中 ※ 10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス(我が国の飼養規模の場合、30万ポイントが必要) (注)サーベイランスの評価はポイント制になっており、BSE感染リスクが高い牛ほど、評価ポイントが高い。(臨床症状牛>事故牛>死亡牛>健康牛)	有効な飼料規制※が実施されていること ※反芻動物由来の肉骨粉等が反芻動物に給与されない	アメリカ、カナダ、チリ、ブラジル、スイス、台湾 オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、英国、メキシコ、リヒテンシュタイン 日本、コロンビア

BSEの国別ステータス評価のためのOIEアドホックグループの会合
パリ、2009年2月3-4日

2008年OIEコードの牛海綿状脳症(BSE)の章に従い「無視できるBSEリスク」又は「管理されたBSEリスク」のステータスの承認を受けるために加盟国が提出した申請書を評価するためのアドホックグループが、2009年2月3-4日にOIE本部で開催された。

新たな国のBSEリスク評価に対する申請書の再検討

日本

日本の申請は、2008年陸生コードの認定要件への適合の評価を求めるものであった。アドホックグループは、日本の提出書類は、OIEのガイドラインが推奨するフォーマットとして2008年陸生コードのBSEステータス認定要件への適合の評価を受けようとする国に対して回覧した様式に従っていたと認める。

a) Section 1: リスク評価 - 第 11.6.2. 条 point 1

アドホックグループは、第11.6.2.章のpoint 1に規定された基準に従って、既知のBSEの暴露経路の全てを考慮し、しっかりとした包括的なリスク評価が行われていると考えた。

・ BSE 因子の侵入に関するリスク評価

2000年及び2001年には、それぞれ、184,000トン及び98,000トンのMBMが輸入され、そのうち50,000トン以上がEU加盟国からのものであった。2002年以降、飼料用MBMの輸入は禁止され、食用及び工業用の少量のMBMがEU諸国及び米国から輸入された。

2001年から2003年までは、598頭の牛が米国から、282頭の牛がカナダから輸入された。

アドホックグループは、侵入リスクについては無視できるものではなく、BSE因子が一つまたは複数の輸入製品を通じて侵入したと考えられるというのが結論であると考えた。

・ BSE 因子の循環及び増幅のリスク

2001年以降、SRMは除去・焼却され、また、MBMは反芻動物への給与が禁止され、反芻動物のMBMはすべての動物飼料への利用が禁じられてきた。2005年以降、反芻動物飼料工場とその他動物飼料工場の完全分離が措置されてきた。

アドホックグループは、暴露リスクについては、BSE因子のリサイクル及び増幅リスクについては無視できないというのが結論であると考えられた。

b) 11. 6. 20-11. 6. 22 に基づくサーベイランス

アドホックグループは、日本が実施しているサーベイランスは、2008年陸生コード第11. 6. 22条の表に基づくA型サーベイランスの最低条件を満たしていることに留意した。

c) その他の要件 - 第 11. 6. 2 point 2-4

・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムは 2008 年陸生コードの条件を満たしていると結論した。

・ 義務的通報及び調査

アドホックグループは、BSE が 1996 年に関連法令によって通報対象となっている点に留意し、義務的通報及び調査のシステムが 2008 年陸生コードの条件を満たしていると結論した。

・ BSE モニタリング及びサーベイランスシステム

アドホックグループは、実施されているサーベイランスは 927, 952 ポイントを獲得しており、2008 年陸生コード第 11. 6. 22 条に基づく A 型サーベイランスの最低条件を満たしていることに留意した。

・ 検査所での検査

アドホックグループは、検査所での検査体制については 2008 年陸生コードの条件を満たしていると結論した。

・ 飼料規制に関する適正なレベルの管理と査察

アドホックグループは、適正な飼料規制施行に関する適切な法令、管理及び査察が措置されていることに留意した。

d) 国内の BSE 歴:

92年から2002年に生まれた牛で35 例のBSE感染が確認されている。

e) 第 2. 3. 13. 4 条の「管理された BSE リスク」ステータス条件への適合

提出された情報に基づき、アドホックグループの勧告は、日本は、2008年陸生コードのBSE章の管理されたBSEリスクの認定条件に適合しているとみなすべきというものである。

f) 結論

・ 勧告されたステータス

アドホックグループは、「管理された BSE リスク」を勧告する。

・ 事務局長から申請国に伝達されるべきメッセージ

- ステータス

管理された BSE リスク

- 年次更新、特定の条件

(特になし)

- 提出された書類に関する特別のコメント

アドホックグループは、提出書類の表 1.1 から 1.5 までにある、「MBM」とされた多くの食用の製品について、その分類を明らかにするよう勧告する。それらが「MBM」と登録されていることは、HS 関税コードに合致していないと思われる。

アドホックグループは、日本に対し、臨床症状牛の定義を再検討することを勧告する。アドホックグループは、提出された(頭数)のうち、通常と畜牛を除き 1%程度は臨床症状牛に該当していたのではないかと考えている。臨床症状牛の届け出を促す努力をすることを勧告する。アドホックグループは、日本が、現行の臨床症状牛の定義による BSE サーベイランスポイントの集計を拒んでいるのではないかと考えている。

日本の BSE ステータス評価案に対する我が国のコメント

我が国の BSE ステータスを「管理されたリスク」に評価したことを歓迎する。しかしながら、アドホックグループのコメントについて、以下の点を指摘したい。

- a) BSE 病原体の循環及び増幅リスクに関し、2001 年以來 SRM が除去・焼却され、MBM の反すう動物への給与に加え反すう動物 MBM の全動物への給与が禁止され、さらに 2005 年からは反すう動物飼料工場とその他動物の飼料工場が完全に分離されたとされているにもかかわらず、BSE 病原体の循環及び増幅リスクが無視できないと結論された根拠を明らかにしていただきたい。
- b) 結論において、我が国が現行の臨床症状牛の定義に基づいた BSE サーベイランスポイントの集計を拒否しているのではないかとのコメントがなされている。しかし、これは、我が国の現行の臨床症状牛の定義が OIE の定義より厳格であるために結果として臨床症状牛と分類される牛が確認されなかったことによるものであり、決して集計を拒否しているわけではない。なお、我が国では、と畜場における BSE 検査及び農場死亡牛検査によって、検査されなければならない臨床症状牛は検査されていると考えられることを強調しておきたい。
- c) BSE 因子の侵入に関するリスク評価において、「2002 年以降、飼料用 MBM の輸入は禁止され、食用及び工業用の少量の MBM が EU 諸国及び米国から輸入された。」と記載されているが、調査の結果、食用として輸入されたのは肉骨粉ではなかった。ただし、米国より BSE 発生前の 2003 年に、調理し、乾燥させた牛肉粉が 1 件 (25kg) 輸入されていた。

プレスリリース

平成 21 年 5 月 29 日
農 林 水 産 省
厚 生 労 働 省

OIEコード改正の決定について

国際獣疫事務局（OIE）総会において、BSE や豚コレラ等に関する OIE コードの改正が決定されましたのでお知らせします。

OIE コード改正について 28 日に以下のように決定されました。

(1) BSE ステータスにかかわらず輸出入できる牛肉の月齢条件

「30 か月齢未満の骨なし牛肉」という月齢条件が撤廃され、「全月齢の骨なし牛肉」とされました。

(2) ゼラチン製造に用いることができる牛由来原料の範囲の拡大

骨由来の食用のゼラチンについては、30 か月齢未満のせき柱の利用が可能とされました。

(3) 国際貿易が制限される豚コレラの範囲

豚コレラが野生豚で発生した場合であっても、輸入を停止し、飼育豚への感染防止措置を確認した上で輸入停止を解除できるとされました。

注 1：OIE 総会は、5 月 24 日（日曜日）～ 29 日（金曜日）にパリで開催

注 2：上記については、総会最終日の 29 日に正式に採択される予定

お問い合わせ先

農林水産省消費・安全局動物衛生課

代表：03-3502-8111（内線 4581）

直通：03-3502-5994

担当：川本

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

代表：03-5253-1111（内線 2476）

直通：03-3595-2337

担当：田中

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

BSEに係る牛肉の輸出入の主な条件(OIEコード)

OIEでは加盟国のBSE発生リスクを科学的知見から3段階に分類し、その分類(ステータス)ごとに牛肉の貿易条件を定めている。

<牛肉及び牛肉製品に関する要件(BSEステータス毎の要件)>

無視できるリスクの国	管理されたリスクの国	不明のリスクの国
①と殺前後検査に合格	①と殺前後検査に合格	①と殺前後検査に合格
	②ピッシング ^(注) 等が行われていない ③特定危険部位(SRM)が除去されていること (全月齢の扁桃・回腸遠位部・30か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱を含まない)	②ピッシング等が行われていない ③特定危険部位(SRM)が除去されていること (全月齢の扁桃・回腸遠位部・12か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱を含まない)
	注:解体作業中の現場職員の安全確保のため、と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき髄神経組織を破壊する作業。	

今回の改正により月齢条件撤廃

<上記BSEステータスに関わらず貿易できる牛肉(無条件物品)>

~~30か月齢以下の牛由来で~~と殺前後検査に合格し、ピッシング等が行われていない、SRMを除去した牛の筋肉

平成21年1月30日
農 林 水 産 省

OIEコード改正案及びこれに対する我が国の意見（概要）

OIE（国際獣疫事務局）から提示されたOIEコードの一部改正提案について、OIEに提出した我が国の主な意見は次のとおり。

1. BSEステータスにかかわらず貿易できる牛肉の月齢要件の撤廃提案 （30ヶ月齢以下→月齢条件なし）

（1）改正案（OIE提案）

BSEステータスにかかわらず貿易対象とできる物品として掲げている「30ヶ月齢未満の骨なし牛肉」について、月齢要件を撤廃し、「全月齢の骨なし牛肉」とする。

※OIEコードの要件（と畜前後検査合格、ピッシング等無、SRM除去）は適用される

（2）我が国のコメント

飼料規制、サーベイランス等のBSE対策の実施の有無にかかわらず、牛肉の輸入を無条件に認めることになるので、月齢要件の撤廃には反対。

2. ゼラチンの製造に用いる原料の拡大提案 （皮に加えて、せき柱※の利用を可能とする）

※せき髄は除かれます

（1）改正案（OIE提案）

骨由来の食用のゼラチンについては、「管理されたリスクの国」及び「不明のリスクの国」においても、せき柱の利用を可能とする。

（2）我が国のコメント

BSEの病原体が不活化されることが証明されない限り、せき柱の利用には反対。

3. 国際貿易が制限される豚コレラの範囲の限定提案 （野生豚の発生の場合を除外）

（1）改正案（OIE提案）

各国における豚コレラの発生の有無は、飼育豚と野生豚を対象として確認しているが、国際貿易の目的上、豚コレラは「飼育豚」での感染による確認に限定する。

（2）我が国のコメント

豚コレラについては、野生豚から飼育豚への感染リスクを考慮する必要があることから、野生豚で発生した場合であっても、輸入を停止し、飼育豚への感染防止措置を確認した上で輸入停止を解除できると修正すべき。

世界のBSE発生件数の推移

- ・ 発生のピークは1992年
- ・ 我が国では2001年9月千葉県で初めての発生を確認
- ・ BSE対策の進展により、発生頭数は減少

単位：頭

	1992 年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008 (※1)	2009 (※1)	累計 (※1)
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	16	190,493
欧州 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	10	5,844
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	4	184,592
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	-	2
カナダ	0	0	0	2(※2)	1	1	5	3	4	1	18(※3)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	-	1

出典：OIE World Health Situation

※1 OIEのデータ更新は2009年5月5日現在。2008年についてはいくつかの国で、最終累計となっていない。

※2 うち1頭はアメリカで確認されたもの。

※3 カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例(2003.12)1頭を含んでいる。

主要国におけるBSE対策の概要

資料3-4

		日本	米国	EU
B S E 検 査	健康牛	21か月齢以上の牛 すべて (17年8月～)	—	30か月齢超の牛 すべて(注)
	死亡牛	24か月齢以上の牛 すべて	一部 (30か月齢以上)	24か月齢超の牛 すべて(注)
SRM除去		全月齢の頭部、脊柱、脊髄、 回腸遠位部	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、脳、三 叉神経節、脊髄、眼、脊柱	全月齢の十二指腸～直腸、 腸間膜、扁桃 30か月齢超の脊柱 12か月齢超の頭部、脊髄
反すう動物由 来肉骨粉の取 扱い		反すう動物、豚、鶏に給与 禁止	30か月齢以上の牛由来の脳・ 脊髄等について、反すう動物、 豚、鶏に給与禁止(2009年 4月より施行)	反すう動物、豚、鶏に給与 禁止
月齢の判別方 法		牛トレーサビリティシステム	牛の出生情報の記録又は齒 列による判別	牛トレーサビリティシステム

注：2009年1月1日より、EU内の一定の条件を満たした国については、検査対象月齢を48か月齢超へと変更することが可能となった。

BSE検査対象月齢に関するEU規則の改正について

EU 15か国のBSEモニタリングプログラムの改正（2009年1月1日より施行予定）について、2008年11月28日付で採択された旨のSPS通報（2008年12月24日）がありました。

1. 変更点

2008年12月まで

- ① 全月齢のBSE症状牛
- ② 24か月齢超のリスク牛（緊急と畜牛、農場死亡牛、と畜前検査で異常が確認された牛）
- ③ 30か月齢超の食用健康と畜牛

2009年1月から

- ① 全月齢のBSE症状牛
- ② 少なくとも48か月齢超(at least all bovine animals above 48 months)の全てのリスク牛
- ③ 少なくとも48か月齢超の全ての食用健康と畜牛

2. 改正対象となる国

EU 15か国：ベルギー、デンマーク、ドイツ、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、スウェーデン、英国

3. 改正までの経緯

2008年7月17日

EFSA が科学的見解を公表。（EU 15 か国の BSE モニタリング対象月齢を 24 か月から 48 か月に上げた場合、BSE陽性例を見落とすリスクは年間1頭未満。）

2008年7～9月

EU 15 か国それぞれが、モニタリングプログラム改正について EC に申請。（申請時には、各国それぞれが、過去6年間のモニタリングシステム、個体識別・トレーサビリティ及び動物飼料規制の詳細、さらに、改正案の詳細、改正案がヒト及び動物衛生を保證することを示すリスク分析結果を提出する必要がある）

2008年9月18日

EU 15か国の申請が、専門家によるアドホックグループで評価され妥当と認められた。

2008年11月28日

欧州員会で改正案が「欧州委員会決定（EC決定2008/908/EC）」として採択。

2009年1月1日

改正規則の施行。

（以上）

我が国におけるBSEの発生状況

- ・ 13年9月に初めてBSEが確認され、その後現在までに、と畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭(計36頭)の発生を確認。
- ・ BSE感染牛を出生年別にみると、平成8年生まれが12頭、平成12年生まれが13頭と多くなっている。
- ・ 8例目及び24例目は、検出された異常プリオン蛋白質の性状が定型的なものと異なるとされている。
- ・ 飼料規制の実施直後に出生した牛(平成14年1月生)以降に生まれた牛での発生はない。

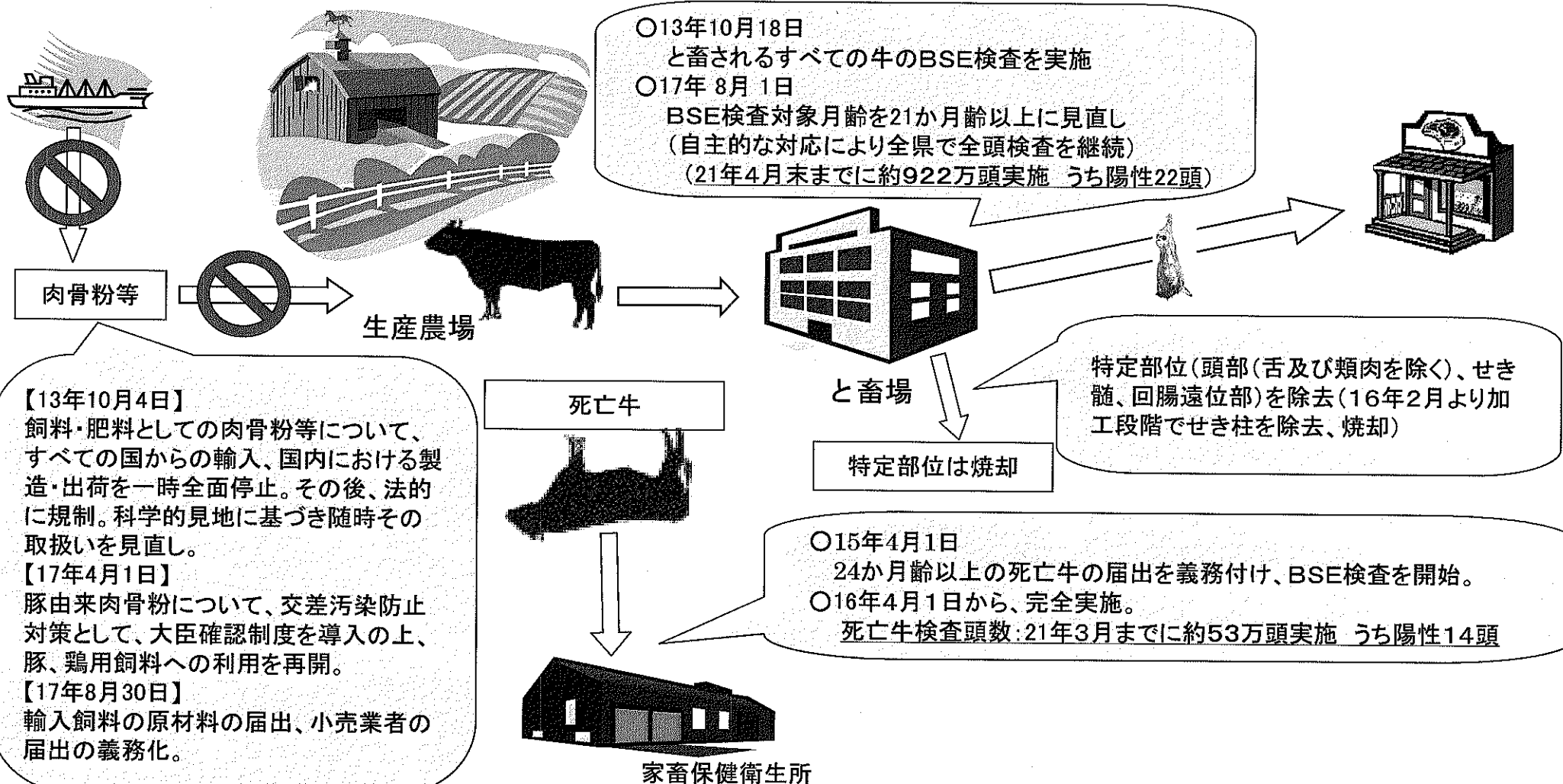
【BSEの発生状況】

※ 1例目は、BSE検査で陽性が確認された年月であり、2例目以降は確定診断された年月

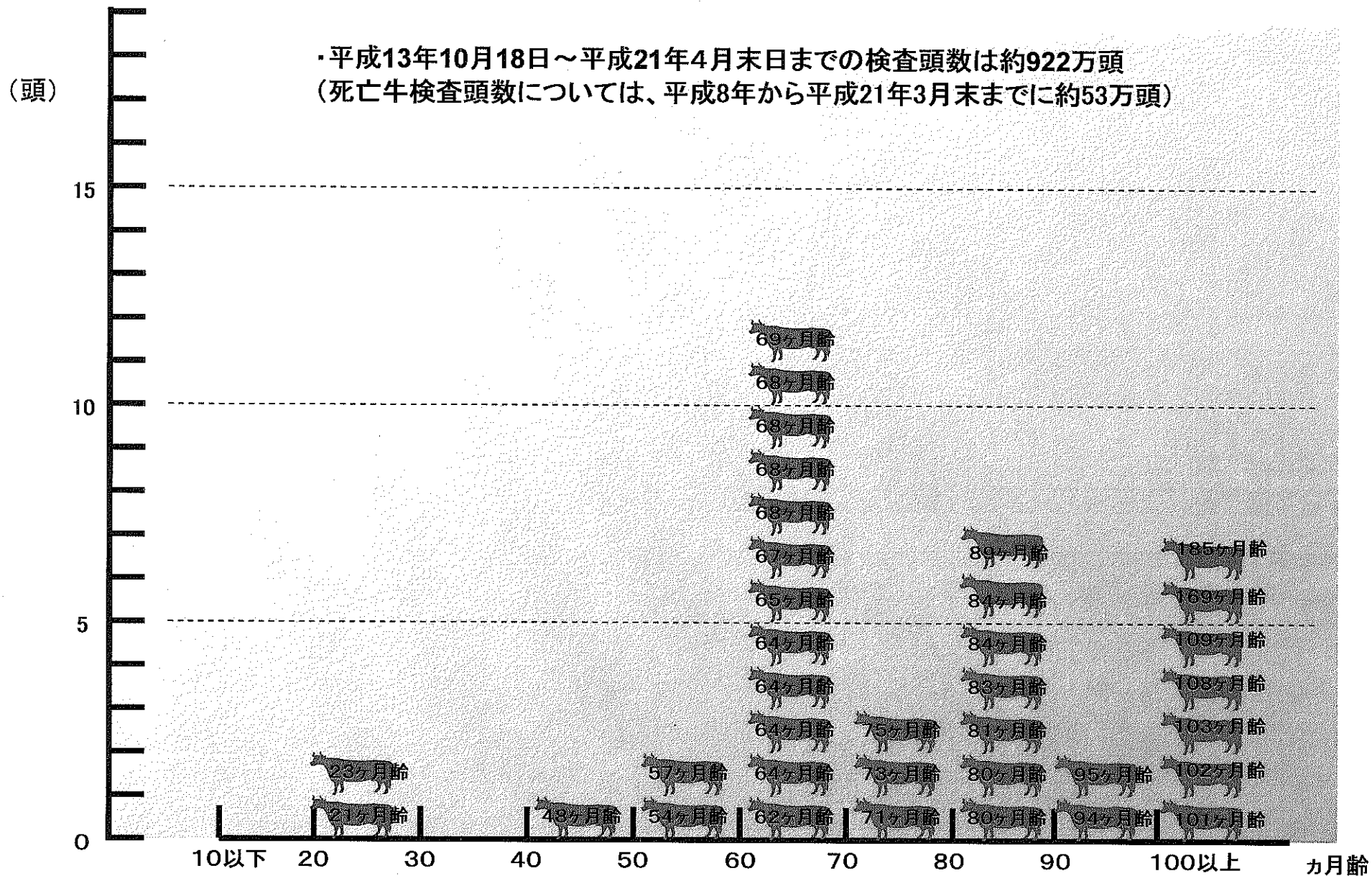
	[確認年月] [飼養場所] (生産元・導入元)	[生年月(月齢)]	(備考)		[確認年月] [飼養場所] (生産元・導入元)	[生年月(月齢)]	(備考)
1	13年 9月 : 千葉県 (北海道)	8年 3月 (65)		21	17年12月 : 北海道	12年 2月 (69)	死亡牛
2	13年11月 : 北海道	8年 4月 (67)		22	18年 1月 : 北海道	12年 9月 (64)	死亡牛
3	13年12月 : 群馬県	8年 3月 (68)		23	18年 3月 : 北海道	12年 7月 (68)	
4	14年 5月 : 北海道	8年 3月 (73)		24	18年 3月 : 長崎県	4年 2月 (169)	非定型
5	14年 8月 : 神奈川	7年12月 (80)		25	18年 4月 : 岡山県 (北海道、北海道)	12年 4月 (71)	
6	15年 1月 : 和歌山県 (北海道)	8年 2月 (83)		26	18年 5月 : 北海道	12年 8月 (68)	死亡牛
7	15年 1月 : 北海道 (北海道)	8年 3月 (81)		27	18年 5月 : 北海道 (北海道)	12年 8月 (68)	死亡牛
8	15年10月 : 福島県 (栃木県、栃木県)	13年10月 (23)	非定型	28	18年 6月 : 北海道 (北海道)	11年11月 (80)	死亡牛
9	15年11月 : 広島県 (兵庫県)	14年 1月 (21)		29	18年 9月 : 北海道 (北海道)	12年 6月 (75)	死亡牛
10	16年 2月 : 神奈川県 (神奈川県)	8年 3月 (95)		30	18年11月 : 北海道	13年 6月 (64)	死亡牛
11	16年 3月 : 北海道	8年 4月 (94)	死亡牛	31	18年12月 : 北海道	11年11月 (84)	
12	16年 9月 : 熊本県	11年 7月 (62)		32	19年 2月 : 北海道	13年 8月 (65)	
13	16年 9月 : 奈良県 (北海道)	8年 2月 (103)		33	19年 7月 : 北海道	12年 6月 (84)	死亡牛
14	16年10月 : 北海道	12年10月 (48)	死亡牛	34	19年12月 : 北海道 (島根県、北海道)	4年 7月 (185)	
15	17年 2月 : 北海道	8年 8月 (102)	死亡牛	35	20年 3月 : 北海道 (北海道)	12年10月 (89)	死亡牛
16	17年 3月 : 北海道	8年 3月 (108)		36	21年 1月 : 北海道	12年 8月 (101)	死亡牛
17	17年 4月 : 北海道	12年 9月 (54)	死亡牛	<p>◎BSE感染源・感染経路について</p> <p>32例目までの発生事例に基づいた疫学的分析により、平成7年・8年生まれの牛(A群13頭)の感染原因は統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難であり、また、11年・12年生まれの牛(15頭)はA群が汚染原因となった可能性があるとされた。</p>			
18	17年 5月 : 北海道	11年 8月 (68)					
19	17年 6月 : 北海道	8年 4月 (109)					
20	17年 6月 : 北海道	12年 8月 (57)					

BSE対策の実施状況

- と畜場におけるBSE検査体制及び特定部位の除去体制の確立。
- 肉骨粉等の飼料原料の給与規制等によるBSE感染経路の遮断。
- 24か月齢以上の死亡牛についての届出義務とBSE検査体制の確立。



我が国で確認されたBSE検査陽性牛の月齢分布



我が国におけるBSE関連の飼料規制

(1)肉骨粉等

- ・反すう動物由来肉骨粉等について、反すう動物用飼料への使用停止(通知、H8. 4)。
- ・反すう動物由来肉骨粉等を用いた反すう動物用飼料の製造・販売・使用を禁止(省令、H13. 9)。
- ・肉骨粉等について、すべての国からの飼料・肥料としての輸入、国内における製造・出荷を一時全面停止(通知、H13. 10)。
- ・その後、法的に規制するとともに、国内の肉骨粉等の取扱いについては、科学的見地に基づき随時見直しを実施(省令、H13. 10以降)。
- ・豚由来肉骨粉について、交差汚染防止対策として、大臣確認制度を導入のうえ、豚、鶏及び魚用飼料への利用を再開(省令、豚、鶏用 H17. 4. 1施行 魚用 H20. 5. 28施行)。

(2)反すう動物用飼料の製造工程分離

- ・配合飼料製造工場における反すう動物用飼料及びそれ以外の飼料の製造工程の分離を法的に規制(省令、H15. 7. 1施行(H17. 4. 1より完全施行))。

(3)「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」を制定(通知、H15. 9)。

(内容)

- ・取扱場所、製造・保管施設、輸送車両の専用化
- ・製造・保管施設等の洗浄
- ・飼料業務管理規則の備付けなど

(4)対象家畜の追加、しか、めん羊、山羊を追加(政令、H15. 7. 1施行)

(5)輸入飼料の原材料の届出、小売業者の届出の義務化等(H17. 6. 30省令改正 8. 30施行)

- ・食品安全委員会の答申を受けて、飼料規制の遵守状況について、輸入、販売、農家各段階での監視を強化

○飼料原料の利用規制状況

主な対象品目	由来	給与対象			
		牛など	豚	鶏	養魚
ゼラチン、コラーゲン(確認済のもの)	ほ乳動物	○	○	○	○
乳、乳製品	ほ乳動物	○	○	○	○
卵、卵製品	家きん				
血粉、血しょうたん白	牛など	×	×	×	×
	豚・馬・家きん(確認済のもの)				
魚粉などの魚介類由来たん白質(確認済のもの)	魚介類	×	○	○	○
チキンミール、フェザーミール(確認済のもの)	家きん				
加水分解たん白、蒸製骨粉(確認済のもの)	家きん				
肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉	豚(確認済のもの)	×	○	○	○
	豚・家きん混合(確認済のもの)				
	牛など	×	×	×	×
動物性たん白質を含む食品残さ(残飯など)	ほ乳動物 家きん、魚介類	×	○	○	×
特定動物性油脂	ほ乳動物	○	○	○	○
動物性油脂(確認済であって牛などを含むもの)	牛など 豚、家きん	×	○	○	○
動物性油脂(確認済であって牛などを含まないもの)	豚、家きん	△	○	○	○
魚油(魚以外のたん白質と完全分離された工程で製造されたもの)	魚介類	○	○	○	○
上の各欄に記載された以外の動物性油脂	ほ乳動物 家きん	×	×	×	×
その他	骨炭、骨灰(一定の条件で加工処理されたもの)				
	第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)	ほ乳動物 家きん、魚介類	○	○	○
植物性油脂(動物性油脂を含まないもの)	植物				

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる。

注2 「確認済のもの」とは、基準適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のこと

注3 △は、ほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料への使用はできない

注4 「その他」に記載されたものは、動物性たん白質及び動物性油脂の規制の対象外

注5 表に記載されていない動物性たん白質は飼料への使用はできない(蹄粉、角粉、皮粉、獣脂かすなど)